



経済の好循環を実現するために
2015.5.14 自民党 経済好循環実現委員会

経済同友会 代表幹事 小林喜光

目次

1. 持続可能な社会に向けて

これまでの延長線上に未来は無い(3つの危機感の再確認)
世界的な大変革の3つのうねり
2020年までに日本の大変革に目処をつける(2020年は転換点の年)
持続可能な社会を構築するために

2. 経済好循環の実現に向けて

法人実効税率の25%への引き下げ
賃金上昇・資産効果による景気好循環の後押し
供給制約(人手不足)の解消
観光需要の増加促進と供給制約(人手不足)の解消
ヘルスケア分野におけるイノベーション促進
省エネルギー・再生可能エネルギー促進政策
新事業・新産業創出のための規制改革

これまでの延長線上に未来は無い(3つの危機感の再確認)

- 日本固有の問題: 財政破綻の危機
- 成熟国家の問題: 少子化と高齢化
- 世界的な問題 : グローバル・アジェンダ
(水や食料の不足、資源・エネルギー、気候変動など)



分岐点ではなく、崖っぷちに立っている日本

世界的な大変革の3つのうねり

- グローバル化 : 不可逆的な流れは一層加速
- IT化 : 時差、国境、言語の壁も超越
- ソーシャル化 : 常につながっている時代、社会起業家などの役割拡大



全てがボーダレス化する中で、発想を転換することができれば、
日本が未来の市場経済の主導権を握るチャンスは十分ある

2020年までに日本の大変革に目処をつける (2020年は転換点の年)

- 東京オリンピック・パラリンピック大会を成功させる
- 国際公約である基礎的財政収支黒字化を達成する
- 人口減少、地方創生、エネルギーなどの問題解決に道筋をつける



1945年から2015年までの70年間は「Japan Version 1.0」
2020年からの「Japan Version 2.0」に向けた5年間の勝負

持続可能な社会を構築するために

- 経済成長と財政健全化は同時に達成する
 - ・ アベノミクスの第三の矢の成功へ経営者の責任は重大
- 成熟社会で顕著になる経済活動の本質を考える
 - ・ 経済の量的成長と同時に、質的側面の本質を検討
- 経営者自身の心の内なる岩盤を打破していく
 - ・ 岩盤規制の打破と同時に、経営者自身による決断と実行

目次

1. 持続可能な社会に向けて

これまでの延長線上に未来は無い(3つの危機感の再確認)

世界的な大変革の3つのうねり

2020年までに日本の大変革に目処をつける(2020年は転換点の年)

持続可能な社会を構築するために

2. 経済好循環の実現に向けて

法人実効税率の25%への引き下げ

賃金上昇・資産効果による景気好循環の後押し

供給制約(人手不足)の解消

観光需要の増加促進と供給制約(人手不足)の解消

ヘルスケア分野におけるイノベーション促進

省エネルギー・再生可能エネルギー促進政策

新事業・新産業創出のための規制改革

経済好循環の実現に向けて

- 人口減少下でも、GDPを維持するとともに、1人当たりのGDPを世界トップ水準へ振り返らせる

一人当たりGDPの順位の変遷

	23位	15位	9位	3位	4位	20位	17位	27位
	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2014
1	UAE	UAE	Switzerland	Luxembourg	Luxembourg	Luxembourg	Luxembourg	Luxembourg
2	Qatar	United States	Luxembourg	Switzerland	Norway	Norway	Norway	Norway
3	Kuwait	Qatar	Sweden	Japan	Switzerland	San Marino	Qatar	Qatar
4	Switzerland	Brunei Darussalam	Finland	Denmark	Japan	Iceland	Switzerland	Switzerland
5	Luxembourg	Switzerland	Norway	Norway	United States	Switzerland	San Marino	Australia
6	Saudi Arabia	Norway	Denmark	Germany	UAE	Qatar	Denmark	Denmark
7	Sweden	Canada	UAE	Austria	Iceland	Ireland	Australia	Sweden
8	Norway	Sweden	Iceland	Sweden	Denmark	Denmark	Sweden	San Marino
9	Iceland	Kuwait	Japan	Netherlands	Qatar	United States	Netherlands	Singapore
10	Denmark	Iceland	United States	United States	Sweden	UAE	United States	United States
11	Netherlands	Luxembourg	France	Belgium	United Kingdom	Sweden	Ireland	Ireland
12	France	The Bahamas	Austria	France	Ireland	Netherlands	Canada	Netherlands
13	Libya	Denmark	Canada	Iceland	Netherlands	United Kingdom	Singapore	Austria
14	Belgium	Finland	Netherlands	Finland	Hong Kong SAR	Finland	Austria	Iceland
15	United States	Japan	Belgium	UAE	Austria	Austria	Finland	Canada
16	Finland	Australia	Italy	Singapore	Finland	Belgium	Belgium	Finland
17	Canada	France	Germany	Hong Kong SAR	Canada	France	Japan	Belgium
18	Germany	Netherlands	United Kingdom	United Kingdom	Singapore	Canada	France	Germany
19	Australia	Bahrain	Australia	Australia	Germany	Australia	Germany	United Kingdom
20	Austria	Austria	Qatar	Italy	France	Japan	Iceland	France
21	United Kingdom	United Kingdom	The Bahamas	Canada	Belgium	Germany	United Kingdom	New Zealand
22	Bahrain	Saudi Arabia	Brunei Darussalam	Ireland	Israel	Italy	Italy	UAE
23	Japan	Belgium	Spain	Israel	The Bahamas	Singapore	UAE	Kuwait
24	Argentina	Germany	Ireland	Kuwait	Australia	New Zealand	New Zealand	Hong Kong SAR
25	The Bahamas	Libya	New Zealand	New Zealand	Italy	Kuwait	Hong Kong SAR	Israel
26	Italy	Italy	Hong Kong SAR	Brunei Darussalam	Brunei Darussalam	Brunei Darussalam	Kuwait	Brunei Darussalam
27	New Zealand	New Zealand	Singapore	Qatar	Kuwait	Hong Kong SAR	Brunei Darussalam	Japan
28	Gabon	Singapore	Israel	Spain	Taiwan	Spain	Spain	Italy
29	Ireland	Hong Kong SAR	Bahrain	Cyprus	Spain	Cyprus	Israel	Spain
30	Spain	Israel	Cyprus	The Bahamas	Cyprus	The Bahamas	Cyprus	Bahrain

出所: World Economic Outlook Database, April 2015

注: 一部の国について予測を含む

法人実効税率の25%への引き下げ

- 企業の稼ぐ力を取り戻すために、成長志向型の法人税改革が必要
 - ・ 現時点での国際水準である25%への道筋の提示
- 法人実効税率の引き下げの際にも財政健全化との両立が必要、次の施策などを通じて財源を確保
 - ・ 租税特別措置のゼロベースでの見直し
(目的・効果の観点から縮小・廃止など、厳しくチェックする一方で、研究開発促進税制の本則化、欠損金の繰越控除や受取配当金の益金不算入の拡充)
 - ・ 外形標準課税の更なる拡大(課税ベースの拡大)

賃金上昇・資産効果による景気好循環の後押し

- 稼ぐ力や生産性の向上に見合った持続的な賃上げの実施
 - ・ 「政労使会議」が2年連続で実施された影響もあり、賃上げが経済の好循環の実現へ大きく貢献
 - ・ 地方経済の中心であるサービス産業や中堅・中小企業の賃上げは重要で、全国各地の経済同友会とも連携し、その実現に努める
 - ・ 2015年度税制改正で盛り込まれた所得拡大促進税制の緩和、法人事業税(外形標準課税)における地方版所得拡大促進税制に続く、更なる賃上げインセンティブの付与
- 株価上昇と配当増加につながる持続的な企業価値向上の実現
 - ・ 企業の「稼ぐ力」が復活して、株価が上昇すれば、資産効果によって、消費・投資が増加し、また、配当の増加によって、国富を創造
 - ・ 上記のようなインベストメント・チェーンの更なる高度化のためには、企業と投資家の対話の促進などによって、コーポレート・ガバナンスを強化することが重要
 - ・ 具体的には、株主との対話を促進するための会社法や金商法、上場規則などの政省令等の改正
 - ・ NISAの更なる枠拡大と恒久化

供給制約(人手不足)の解消

- 労働参加率の向上
 - ・ 保育資格の見直し(例:一般保育士と上級保育士の創設)、保育事業体の新規参入の促進と退出時のルール整備、「保育の質」を示す情報(会計情報や保育士の離職率など)の開示など、保育の充実を通じた女性の労働参加率の向上
 - ・ 過度な労働時間把握義務の見直しなどによって、働く時間、場所、賃金のフレキシビリティを確保し、女性・高齢者の労働参加率を向上
 - ・ 若年層の就業の促進に向け、専門的な実務技能の習得を目指す「新たな高等教育機関」の整備
- 生産性向上に向けた省力化投資
 - ・ 人工知能(AI)、ICT、ロボットなどの省力化に向けた設備投資、研究開発投資を促進するためのインセンティブの付与(税制優遇)

観光需要の増加促進と供給制約(人手不足)の解消

- 「大型連休の地域別取得」の実現
 - ゴールデンウィークあるいはシルバーウィークを地域別に取得し、観光需要の特定時期への集中を解消
- 通訳案内士法の規制緩和
 - タクシードライバー、ツアーガイド、ホテルのコンシェルジュ等、専門的知見と一定の語学力を持つ人材の簡便な手続きによる通訳案内士としてのサービスを提供し対価を得られるようにして需要増に対応
- 旅館業法・消防法・食品衛生法の規制緩和
 - 空き農家、古民家を宿泊施設として供用する場合の事前の手続きと設備要件を簡便化することで宿泊施設数の供給逼迫に対応するとともに、そのような家屋・施設への宿泊ニーズ(小中学生、訪日外国人旅行者)に対応
- 道路交通法の規制緩和
 - ドライバー不足を解消するための運転免許取得要件緩和(免許取得後の経過年制限のみの形式基準から実質基準へ)

ヘルスケア分野におけるイノベーション促進

- ヘルスケア・データの活用

- ・ ヘルスケア分野におけるデータ活用を可能にする環境整備を加速させ、個人が特定されない形で、健診や検査の結果、生活習慣等に関わるデータの集積、解析を行い、予防や健康増進に関する新たなサービスを創出することにより、ヘルスケア分野の潜在的需要を掘り起こし
- ・ アウトカムデータを医療現場で活用し、エビデンスに基づく効果の高い治療の検証とその普及を促進することにより、医療サービスを効率化
- ・ 介護においても、リハビリによる効果などに関するデータを収集、解析し、要介護状態の改善を促す質の高いサービスの提供や、介護の現場の生産性を向上

- 民間企業によるイノベーション

- ・ 上述のヘルスケア・データ(ビッグデータ)を活用してイノベーションを起こすため、設備投資・研究開発に努める
- ・ グレーゾーン解消制度などを利用して市場開拓を目指す
(例:自己採血による血液検査サービス会社が、同制度を活用し、法的解釈が明確になったことで、実施店舗数が約10倍に拡大)

省エネルギー・再生可能エネルギー促進政策 1/2

- 2030年の最適電力需給構造は、ゼロ・エミッション電源が50%超
 - ・ うち原発は20%程度が下限、再エネは30%程度が限度
(政府案では2030年に原発20~22%、再エネ22~24%)
- 再エネの導入拡大、省エネの強化に向けた政策の実施
 - 再エネ、省エネに関する革新的技術の創出に向けた研究開発の促進
 - ・ 再生エネルギーの低コスト化やエネルギー変換効率の向上、より高い省エネ性能の実現に向け、具体的達成目標・時期を明確にした上で、各省庁に分散している研究開発予算を戦略的に配分
 - ・ その際、大企業のみならず、研究開発プロジェクトへのベンチャー、中小企業、大学若手研究者の参加拡大や、技術の事業化の促進を支援

省エネルギー・再生可能エネルギー促進政策 2/2

- 再エネの導入拡大、省エネの強化に向けた政策の実施

省エネの普及促進

- ・ 既存住宅・建築物について、省エネ性能強化に対する税制優遇措置により、省エネ化を促進
- ・ 具体的には、中古住宅の省エネや耐震にかかわる性能評価・表示を普及させ、耐震・省エネのための改修・改築に対する税制優遇を拡充。これにより、中古住宅市場、リフォーム・リノベーション市場の活性化、資産価値の向上という好循環を実現

熱供給市場の拡大

- ・ コンパクトシティ化、再開発など一定規模以上の開発プロジェクトについては、熱源設備や熱導管等の敷設に対する容積率割増などを前提に、分散型エネルギーシステム(コジェネ、未利用熱利用等)の導入を義務付け

新事業・新産業創出のための規制改革

- 経営者自身の心の内なる岩盤を打破していくことが必要
 - ・ 政・官・財の既得権のトライアングルの一角を占める民間部門・経営者自身が抵抗勢力にならないよう、難局を正面から突破する気概を持って進む
- 最先端技術の早期実用化に向けた国家戦略特区の活用
 - ・ 最先端技術である自動走行などの実証実験に向けて、電波法、航空法、道路交通法等の特例を特区法に早期に追加
(なお、特区法を所管する国会の委員会は、これまでの内閣委員会から地方創生特別委員会に移るため、より迅速な審議が可能)
 - ・ 地方創生のために、2015年度で終了する特区の集中取組期間を、2016年度以降も区域指定や規制改革項目の追加を可能にする